

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 4 月 20 日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 柴 田 哲

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

薄膜・粉末回析装置製作業務 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目 7 番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成 22 年 12 月 24 日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当

電話 0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するな

ど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

(8) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

(9) 県が別途設置する技術審査会の技術審査の結果、入札説明書に示した物件の提供が可能であると認められること。

4 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記3の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当 電話 0952-25-7194

Email: soumujimu@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

上記(2)の部局又は県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

5 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成 22 年 5 月 17 日午後 5 時まで

(2) 場所

上記 2 の部局

7 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成 22 年 5 月 17 日午後 5 時までに上記 2 の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出方法

郵送し、又は持参すること。電報、ファクシミリその他の方法による提出は認めない。

8 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記 2 の部局

(2) 期限

平成 22 年 5 月 28 日午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

書留郵便とすること。電報、ファクシミリその他の方法による提出は認めない。

9 持参による入札書の提出の場所及び日時

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 本館 1 階入札室

(2) 日時

平成 22 年 5 月 31 日午後 1 時

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記 9 の(1)の場所

(2) 日時

平成 22 年 5 月 31 日午後 1 時

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は确实と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(1) 入札参加資格を有する者が次の全ての書類を提出する場合

- ・調達物件又は同種同程度の物件を、确实に納入できることを証明する書類
- ・調達物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供できることを証明する書類
- ・納入しようとする物件が調達物件と同等であることを証明する書類(納入しようとする物件が調達物件と同じ物件の場合は、不要)
- ・技術審査基準を充足することを証明する書類(技術審査の定めがない場合は、不要)
- ・過去10年の間に、県、県以外の地方公共団体、国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明書

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、11の(1)のイの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 入札参加資格を有する者が次の全ての書類を提出する場合

- ・ 調達物件又は同種同程度の物件を、確実に納入できることを証明する書類
- ・ 調達物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供できることを証明する書類
- ・ 納入しようとする物件が調達物件と同等であることを証明する書類(納入しようとする物件が調達物件と同じ物件の場合は、不要)
- ・ 技術審査基準を充足することを証明する書類(技術審査の定めがない場合は、不要)
- ・ 過去10年の間に、県、県以外の地方公共団体、国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明書

12 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 1人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のないもの

(6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、競争に関する条件に違反した者

13 契約書作成の要否 要

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

15 この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

(1) The nature and quantity of the products or services to be procured:

Thin film and powdery diffraction device production business, 1set

(2) Delivery period: December 24, 2010

(3) Delivery place: the place that will be appointed in "SAGA Light Source",8-7, Yayoigaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan

(4) Time limit for tender: 5:00p.m. May 28, 2010 by mail or 1:00 p.m. May 31, 2010 by direct delivery

(5) A contact point for the notice: New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office, Saga

Prefectural Government , 1-1-59 Jonai , Saga-shi , Saga , 840-8570 Japan ;
Tel .+81-952-25-7129